

名護市徴収猶予制度等のご案内

【国民健康保険税】

制度の名称	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例(国民健康保険税)
活用できる方	次の①②をいずれも満たす方が対象です。 ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、 収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少 していること ② 一時的に納税を行うことが困難 であること
支援の内容	【猶予の内容】 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国民健康保険税について、 各納期限の翌日から最長1年間徴収を猶予 します。令和3年2月1日以降に納期限となる次の保険税については、適用外となりますのでご注意ください。 第7期（納期限が令和3年2月1日）及び8期（納期限が令和3年3月1日） 【手続き方法】 徴収猶予申請書 ④に 事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録等を添付し提出 してください。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、 郵送対応も可能 とします。
必要なもの	【提出書類】 1 徴収猶予申請書(特) 2 添付書類 ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の減少等の事実を証するに足りる書類 ・財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類 ・猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
申請の期限	【申請書の提出期限】 提出期限は、 原則納期限まで です。提出期限末日までの消印については有効として取り扱いますが、期限を過ぎて提出された申請書については、 特別な理由がない限りは受け付けませんので御注意ください。 <令和元年度分> 8期：令和2年6月30日まで <令和2年度分> 1期：令和2年7月31日まで 4期：令和2年11月2日まで 2期：令和2年8月31日まで 5期：令和2年11月30日まで 3期：令和2年9月30日まで 6期：令和3年1月4日まで
問合せ先 (詳細はこちら)	市民部 国民健康保険課 保険税係 TEL：0980-53-1212（内線152/153/117）